

北九州市農業委員会
第12回東部部会会議（令和6年度7月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年7月10日（水）午前10時00分～10時39分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	各務浩	中谷陽子	榑野保博
古田俊策	中村治雄	清水正人	澤水理佳
稲光進	八木田経二		

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	村田紘	酒井一生
古田仁重	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員 1名

藤堂孝雄

4 事務局出席者

藤石 事務局長 池 永 次長 田 上 係長 飛 松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第63号	許可又は受理の取下願について	1件
報告第64号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第65号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第66号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第67号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第35号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	20件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和6年度 第12回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は、30名中、29名ですので、この会が成立していることを報告いたします。

会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の8ページをお開きください。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区横代南町地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第33号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、横代南町の申請地において、田から畑への農地改良後、野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項、小倉南区徳吉南地区担当の私、中村から報告します。

議案第33号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、徳吉南の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

次に、第3項、小倉南区大字木下地区担当の椰野委員、報告をお願いします。

椰野委員

議案第33号第3項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字木下の申請地において、水稻及び野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第33号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。議案第34号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第34号について、第2東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

第1項について、申請地は、おおむね300m以内に、鉄道の駅であるJR石田駅が存在するため、第3種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、

農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

次に、第2項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

続いて、第3項について、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、既存の集落に接続して建てる住宅に関する規定により、分家住宅として農地を転用するものです。隣接農地はなく、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第34号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第35号、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」は、利用権の設定による農地の貸し借りです。

何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第35号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、29番河内委員と30番山本委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございませんか。

澤水委員

地元の水利委員長の方から会議で皆さんと話してくれということで、意見が挙がったので、共有とか知恵等を拝借できればと思っています。

5日に市長が農地を産業用地に転用ということで話されていたので、今後、曾根地区が産業用地に変わっていくんじゃないかなと。

それに際して、現在水路が農地の横にあって、それをセットバック等でスペースをあけて、転用していくとは思いますが、既に転用されている所で、草がすく生えていたりとか、水路の管理がうまくできてないのが現状です。

この前の水害で詰まったりして、被害になりかけたので、地主でもない地元の農家が対応したことがありました。

セットバック自体の義務は、今、いろいろ土地を動かしていく上ではあると思うん

ですけど、そのセットバックされた場所について、草だったり、ゴミだったり、そういったものの管理に、責任を持たせたりとか、義務を持たせたりとか、或いはもうそこを誰かに委託したりして、委託する上で補助金だったり、委託された側がいろんな受けられる現状をこうチェックできるような、そういった法令だったり、条例だったり、ルールだったり、そういったものが、今は曖昧な状態なので、それを何とかできないかなというふうに考えております。

こういうのがあるよとか、こういう風にしたらいいんじゃないかなというのがあれば、ちょっと皆さんのお知恵を拝借してできたらなと思っています。よろしく願いします。

部会長

産業用地の開発は、大変奥の深い難しい問題なので、農業委員会としても市の関係機関と協議していきたいと思います。

それと私も分からないんですけども、改良区については、水路は確か改良区の持ち物ですよ。

松根委員

農道でも、水路でも場所によって違います。

坂井委員

水路は、市の水路か、個人の水路か、それから改良区があれば改良区の水路か、この3つがあります。

道路も、私道か市の認定道路か、所有区分が分かります。

東部農政事務所に聞けば、水路の所有は分かります。どう水路を拡張するか、開発の事前に協議がされているはずですよ。

澤水委員

水路自体のことではなくて、水路を管理するためのセットバックの場所が管理されていないんです。

部会長

澤水委員が言った問題は、今後も協議していきたいと思います。開発行為に関しては、もしあるとしたらかなり規模の大きなものになると思われますので、事前に皆様方と協議していきたいと思います。よろしく願いします。よろしいですか。

それではこれで、令和6年度第12回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。